

自由民主党 社会福祉推進議員連盟  
会長 衛藤 晟一 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国社会就労センター協議会  
会長 阿由葉 寛

### 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しに係る要望

本会は、障害者に対し福祉的就労の場を提供する社会就労センター(就労継続支援(A型・B型)事業所、就労移行支援事業所(就労定着支援事業所を含む)、生産活動を行う生活介護事業所、生保・社会事業授産施設等)を会員とする組織です。

本会では、会員事業所と連携し、働くことを希望するすべての障害者が働く場を自由に選択することを保障するために、住まいの場を含めた障害者の多様なニーズに応えるべく取り組みを進めております。

現在、議論が進められている障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについては、社会就労センターをはじめとする障害福祉サービス事業所だけでなく、障害者への影響も大きいことを踏まえ、以下のとおりご要望申し上げます。

1. 就労継続支援 B 型事業の利用者の自立生活を保障するために、基準省令第201条第2項に規定されている1月当たりの工賃平均額(最低基準)を現行の3,000円から段階的に引き上げてください。
2. 本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とするグループホームは「構造的な経営の難しさ」や「地方での定員充足の難しさ」等の課題があるため、現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援の機能強化を最優先に検討してください。
3. グループホーム(外部サービス利用型、介護サービス包括型)における夜間帯の休憩時間の問題について、障害福祉サービス等報酬改定での対応による効果を検証するとともに、現場の実態や課題を把握し、今まで以上に夜間帯に職員を配置できる水準まで報酬を引き上げてください。
4. 福祉・介護職員処遇改善加算と福祉・介護職員等特定処遇改善加算を一本化するとともに、加算額の更なる拡充をお願いします。また、すべての事業種別・職種を対象とし、煩雑な事務作業が生じないように配分方法等を事業所の裁量に任せる仕組みとしてください。
5. 新高額障害福祉サービス等給付費による利用者負担の軽減措置の要件を廃止し、サービスを必要とする65歳に達した、すべての障害者を軽減措置の対象にしてください。
6. 障害者支援施設等で新型コロナウイルス感染者の施設内療養が行われた際には、高齢者施設等で行われている施設内療養に対する追加的な支援(施設において必要となる追加的な業務に対する補助)と同様の支援策を講じてください。

(写)

令和4年4月19日

自由民主党 社会福祉推進議員連盟  
会長 衛藤 晟一 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国身体障害者施設協議会  
会長 日野 博愛

## 障害者総合支援法改正施行後3年の見直しに係る要望

私たちは、500余の障害者支援施設を拠点として、「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」「可能性の限りない追求」「共に生きる社会づくり」を基本理念とし、重度の身体障害がある施設利用者への支援と地域の障害者福祉の増進にむけた取り組みを推進しております。

障害者支援施設が障害者のニーズに沿って安全・安心な生活を保障していくため、標題のとおり障害者総合支援法改正施行後3年の見直しについて、以下7点を要望いたします。

### 記

1. 地域生活支援拠点等の整備は、5つの機能に加えて「災害時の受入れ・対応」「人権擁護」が必要と考えます。新たな機能として検討いただくとともに、障害者支援施設が有する資源を活用いただけるよう自治体への働きかけをしてください。
2. 医療的ケアが必要な障害者への支援体制は、医療的ケア児と比べると十分とはいえません。整合性を持った支援が提供できるよう支援体制の充実を図ってください。
3. 地域生活支援事業（市町村事業）である移動支援事業は、施設入所者が利用できない地域もあります。自治体間で差異が生じぬよう事業の趣旨を正しく周知してください。
4. 利用者の高齢化・障害の重度化により施設の機能や役割が拡大しているなかで、サービスの提供水準も高まっています。基本報酬と加算による評価内容を再整理いただくとともに、加算につながるサービスの質の評価にあたっては、障害独自の指標開発も視野に入れ、十分な検討が行われるよう働きかけをしてください。
5. 意思決定支援は、すべてのサービス提供の根幹にかかる取組です。ガイドラインの有効性を高める研究事業を充実するとともに、周知のための普及・啓発を強化してください。
6. 共生型サービスは、障害と介護の認定基準の違いから障害側の報酬が大幅に減額される事例が発生しています。安定的な事業運営が行えるよう対応を検討してください。
7. 福祉・介護職員処遇改善加算と福祉・介護職員等特定処遇改善加算を一本化するとともに、加算額を増額したうえで対象職種、法人裁量を拡充し、すべての職員の処遇改善につながる仕組みとしてください。

令和4年4月19日

(写)

社会福祉推進議員連盟  
会長 衛藤 晟 一 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国救護施設協議会  
会長 大西 豊美

## 令和5年度予算および今後の制度改善にかかる要望について

救護施設は、すべての国民の最後のセーフティネットとして、居住と地域生活に係わる総合的かつ不可欠な支援を行っている施設です。地域生活が可能と見込まれる利用者に対しては地域移行に向けた支援を進めるとともに、移行後の地域定着にも積極的に取り組んでいます。また、地域共生社会の実現に向けて、これまで培ってきた機能を活かして、地域における核となり地域ぐるみで支えあう支援体制の構築を目指しています。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、経済情勢の悪化の長期化が懸念されるなか、生活保護受給者、職と住まいを失った生活困窮者の急増が見込まれ、救護施設の担うべき役割はますます重要となるものと考えます。

令和5年度に予定されている生活保護制度見直しに際しては、救護施設が今後も最後のセーフティネットとしての役割・機能を発揮できるよう十分に留意する必要があります。これに向けて、利用者の個別支援の質をさらに向上させ、利用者の地域移行や移行後の地域定着等の支援が一層推進できるよう、以下のとおり要望しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 個別支援の質の向上のための取り組みへの支援

救護施設では、個別支援計画を利用者の個別支援のためだけに留めず、支援の提供体制や環境の見直し、さらには制度を検討する際の根拠にもなるよう多面的に活用しています。これらを的確に行うには、ソーシャルワーク・スーパービジョンの実施を含む専門的なスキルと経験のある人的資源が必要不可欠です。個別支援のさらなる質の向上に向けて、職員の育成・確保や、支援の向上のための体制整備の取り組みへの支援をお願いします。

#### 2. 救護施設の地域移行支援・定着支援機能の強化

##### ①就労支援の体制整備への支援

利用者の地域移行には、就労支援が重要であるケースが少なくありません。そこで、これに積極的に取り組む施設が数多くあります。しかし、利用者の自立に向けてこうした取り組みを行う施設では、必要なマンパワーが不足しているのが実状です。利用者一人ひとりの希望・要望を尊重し、可能性を尊重して、働く力を伸ばすことや、就労先を開発する等、就労支援を効果的かつ効率的に行うために、就労支援を行う職員を配置する等、体制の整備についての支援をお願いします。

##### ②地域移行定着支援員（仮称）の配置

地域移行後に、ひとりでは安定した生活を継続することが難しい方が数多くいます。こうした方も一定の支援を受けることによって地域で暮らし続けることができます。これに向けて、それぞれの方を熟知した救護施設職員によるきめ細やかな伴走型の支援を行う仕組みが必要です。救護施設が、利用者が地域生活を営む上で必要なサービスを提供できるよう、ソーシャルワーク機能を発揮して支援にあたる「地域移行定着支援員」（仮称）の配置をお願いします。